平成２７年（フ）第１８４号
神奈川県横須賀市武１丁目31番11号
債務者　高清水佳織
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４９５号
熊本県菊池郡大津町大字大津1512番地２
Ｍ．Ｅｔｅｒｎａｌ　ｐｌａｃｅ401号
債務者　花堂　竜逸
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９８号
山口県防府市大字田島1067番地の３　市住68棟1435号
債務者　福田　里美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
栃木県日光市足尾町下間藤６番４号
債務者　君嶋美佐江
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５１号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1023番地　県営宝木住宅７棟13号
債務者　鴨志田忠弘
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５３号
栃木県宇都宮市竹林町111番地１　コーポワセイⅡ103
債務者　伊藤　明彦
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６２号
栃木県さくら市氏家2456番地３　第一松屋マンション126、前住所栃木県さくら市草川19番地８　レオパレスクサカワＢ105
債務者　小林　秀和
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６５号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅33号棟12号室
債務者　大森　本次
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６６号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅33号棟12号室
債務者　大森タイ子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９９８８号
東京都三鷹市井口４丁目７－10
債務者　安保　　徹
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００００１号
東京都杉並区下高井戸２丁目10－21－406
債務者　竹田　敦子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００００２号
東京都羽村市羽東３丁目３－４－208
債務者　眞下　哲哉
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００００３号
東京都目黒区碑文谷１丁目14－15－202
債務者　松田　良子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００１１号
東京都中野区中央５丁目７－19－201
債務者　田中　　忠
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００１４号
東京都江戸川区西小岩１丁目27－20－901
債務者　染谷　平蔵
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００２１号
東京都足立区谷中４丁目11－10－202
債務者　齊藤　昭彦
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部